

愛知文教女子短期大学学納金等納入規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知文教女子短期大学（以下「本学」という。）学則第13条、第15条、第41条及び第46条に基づき、入学検定料、入学金、授業料等及びその他の学納金（以下「学納金等」という。）の納入に関して必要な事項を定めるものとする。

(学納金等)

第2条 生活文化学科及び幼児教育学科に係る学納金等の種類及び金額は別表第1のとおりとする。

2 休学者に係る学納金の金額は別表第3のとおりとする。

3 証明手数料等その他必要な費用については、別に定めるところにより徴収する。

(学納金等の特例)

第3条 次の事項に該当する者の入学金は、各号に規定するとおりとする。

(1) 本学同窓会員の子女の入学金は、2分の1とする。

(2) 高大連携に関する協定を締結している高等学校からの入学生の入学金は、2分の1とする。

(3) 姉妹等で同時期に入学した場合、2人目以降の入学金は2分の1とする。ただし、社会人特別奨学生対象者を除く。

(4) 本学卒業生が、生活文化学科、幼児教育学科に入学した場合は、入学金を徴収しない。

2 社会人入試（一般）で合格し入学金を納入した者が、社会人入試（社会人特別奨学生）を再受験し合格した場合の入学金は徴収しない。

(学納金等の納入期限)

第4条 別表第1に掲げる授業料、教育充実費及び施設費は、それぞれ年額をもって定め、その年度の前期及び後期に等分して納入するものとし、その納入期限は次のとおりとする。

前期 3月末日まで（4月より9月までの分）

後期 9月末日まで（10月より翌年3月までの分）

(入学金の納入期限)

第5条 入学金の納入期限は、別に指定するものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、平成24年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成24年12月12日から施行する。

2 この規程は、平成25年4月入学生から適用する。

附 則

この規程の別表第2に係る改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の別表第1に係る改正は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 生活文化学科及び幼児教育学科学納金等（学則第13条、第15条及び第41条関係）

学科等 区分	生活文化学科	幼児教育学科第1部	幼児教育学科第3部
	金 額 (円)	金 額 (円)	金 額 (円)
入学検定料	30,000	30,000	30,000
入 学 金	200,000	200,000	200,000
授 業 料	600,000	600,000	330,000
教育充実費	320,000	320,000	100,000
施 設 費	150,000	150,000	60,000

※授業料、教育充実費及び施設費は年額

※大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料は10,000円とする。

別表第2 在籍料（学則第46条関係）

区 分	金 額 (円)
在 籍 料	50,000

※在籍料は1期の額